

2つの増税対策のポイント	
軽減税率	<ul style="list-style-type: none"> 消費増税後も飲食料品は8%に据え置き 対応レジや受発注システム改修費の4分の3を国が補助 相談窓口や専門家派遣で支援
ポイント還元策	<ul style="list-style-type: none"> 9カ月間、中小店舗でキャッシュレス決済での支払いの5%を消費者に還元(フランチャイズ等は2%) 加盟店手数料3.25%への引き下げを条件に キャッシュレス決済端末の導入負担はゼロ

軽減税率 進まぬ民の備え

対応レジ補助、想定内の3分の1

駆け込み申請 混乱懸念

10月の消費増税まで100日となった。政府は増税後も飲食料品の税率を8%に据え置く軽減税率と、キャッシュレス決済時のポイント還元策の円滑な導入をめざすが、補助制度への申込件数は想定を下回る。消費増税対策が浸透せずに、駆け込み申請などで混乱すれば、すでに不透明感が強まっている国内景気の腰を折りがねない。

ポイント還元周知も課題

これまでの消費増税と異なり、今回は軽減税率制度を導入する。低所得者などの負担を重くしないため、生活必需品の飲食料品などは8%に据え置く。一方、企業側は10%と8%の複数の税率を扱ふことになり、事務作業などは煩雑になる。特に対応が必要なのが店舗などに置くレジだ。

政府はレジや発売機などへの補助金に1000億円の予算を確保し、30万件の申請を想定している。ところが、5月末までの申請は10万件あまりで約3分の1にとどまった。経済産業省の担当者「このままでは増税直前の駆け込みの申請で現場が混乱する」と指摘する。

6月上旬、レジや決済端末の展示会を見に来た首都圏の商工会議所に勤める男性は「軽減税率への対応は間に合わないと思う。情報収集して地域の中小店と共有したい」と語った。

大企業などは早い段階から軽減税率対応に取り組んできたが、中小企業などで制度の内容を詳しく知らなかったり、人手不足で対応が遅れたりしているケースが多いとみられる。仕入れや販売の一部だけに飲食品が含まれる企業などでも対応が後回しになっているもようだ。



スマートフォン決済サービスを体験する説明会の参加者(5月、神奈川県湯河原町)

ち込まないようにつつ、米国や中国などに比べて遅れているキャッシュレス決済の普及をめざすポイント還元も周知が進んでいない。

政府は消費税率が10%に上がる10月から9カ月間、中小店舗でクレジットカードやQRコードなどを使って決済をした消費者に、購入額の5%分をポイントで還元する。ただ店主や小売業者からは「手続きや対象となる条件が分かりにくい」との声が出ている。

経産省などが5月下旬に神奈川県湯河原町で開いたポイント還元制度の

説明会では、バイク店を営む男性が「自動車はポイント還元の対象外と言いますが、バイクはどうなのか。客に説明できない」と困惑した表情で訴えた。

還元制度に参加したい店主は、カード会社やスマートフォン決済会社など決済事業者を通じて参加登録する必要がある。既にキャッシュレス端末を使っている店も改めて登録が必要だ。決済事業者は150社超が参加を表明しており、店主は自らに合ったサービスを選ぶのも一苦労だ。

決済事業者側も、登録申請を受けてから開業届などを調べて制度の対象となる中小店舗なのかどうか審査する時間がかかるという。受け付けは5月に始まったが、体制を整えるのが遅れた事業者もあり、参加店舗が集まるのかどうかは未知数だ。

法政大学の黒一正教授は「政府は制度が複雑で対応が難しいことを初めから分かっていたはずだ。一定の混乱は避けられない」と指摘する。

政府は軽減税率に加え、増税前の駆け込み需要と反動減をならすために2兆円を超す対策を準備した。ただ現段階では、民間企業の準備状況は政府の想定通りとはいえず、企業に早急に取り組むよう呼びかける方針だ。